

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月21日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務1月につき、給料月額に100分の20を乗じて得た額に644,500円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額	診療管理手当	診療業務に従事する医師又は歯科医師を指揮監督する業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1月につき、給料月額に100分の20を乗じて得た額に618,000円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
	(2) 救急等の緊急業務に従事した医師である企業職員のうち、医療局長が定める者	勤務1回につき3,700円の範囲内で医療局長が定める額			
	(3) 県立の高等看護学院、施設等及び公立大学法人岩手県立大学における講義等又は県が主催する各種協議会等の委員の業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1回につき5,000円の範囲内で医療局長が定める額			
	(4) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を行っている者に対する指導業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1月につき3,000円の範囲内で医療局長が定める額			
	(5) 医療局長が定める文書を作成した医師又は歯	作成1件につき2,000円の範囲			

	科医師である企業職員 内で医療局長が定める額			
(6) 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。）外に手術又は処置の業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1回につき 1,000円の範囲 内で医療局長が定める額	診療業務手当	診療業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員（診療管理手当を支給される者を除く。）	勤務1日につき 、20,830円の範囲 内で医療局長が定める額
		特殊診療手当	(1) 救急等の緊急業務に従事した医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1回につき 3,700円の範囲 内で医療局長が定める額
			(2) 県立の高等看護学院、施設等及び公立大学法人岩手県立大学における講義等又は県が主催する各種協議会等の委員の業務に従事した医師又は歯科医師である企業職員のうち医療局長が定める者	勤務1回につき 5,000円の範囲 内で医療局長が定める額
			(3) 診療時間（月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び医療局長が定める日を除く。）の8時30分から17時15分までの時間をいう。）外に手術又は処置の業務に従事した医師又は歯	勤務1回につき 1,000円の範囲 内で医療局長が定める額

					科医師である企業職員の うち医療局長が定める者
夜間看護手 当	[略]		夜間看護手 当	[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年岩手県医療局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>1 [略]</u></p> <p><u>2 この規程の施行の日の前日において現に在職する医師又は 歯科医師である職員の医師手当の支給日については、なお従 前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

- この規程の施行の日の前日において前項の規定による改正前の医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項の規定の適用を受けていた職員に対し、平成30年11月の給料の支給日に支給すべきこの規程による改正後の医療局企業職員給与規程別表第3に掲げる診療管理手当又は診療業務手当については、医療局企業職員給与規程第5条第2項及び第4項の規定にかかわらず、医療局長が定めるところにより、その一部を同年10月の給料の支給日に繰り上げて支給することができる。